



# 高額医療機器共同利用

## 01 高額医療機器共同利用のご案内

- 高額医療機器共同利用とは、当院が保有している医療機器（CT・MRI・骨塩定量・頸部エコー）を各医療機関の先生方にもご利用いただくシステムです。
- 当院では、地域の医療機関の先生方にご利用いただけるよう、高額医療機器の共同利用を実施しております。本システムは、先生方の診療の一環として検査機器をご利用いただくものであり、当院では検査のみを実施いたします。そのため、当院医師による診察・治療は行わず、先生方の診療施設内の機器と同様の形でご利用いただけます。

## 02 ご利用の流れ

- ① 患者さま来院・受付  
患者さまには当院 総合受付へお越しいただき、受付手続きを行っていただきます。
- ② 放射線科での検査  
受付終了後、放射線科にて検査を受けていただきます。
- ③ 検査終了後  
検査終了後は当院での会計は発生せず、そのままご帰宅いただきます。
- ④ 画像データのお渡し  
検査終了後、画像データを患者さまへお渡しし、依頼元医療機関へご持参いただきます。  
なお、ご希望がある場合は、読影レポートとともに郵送することも可能です。お申し込み時に、CDの受け渡し方法をご選択ください。

## 03 読影について

読影をご希望の場合は、当院にて読影を行い、  
画像データおよび読影レポートを依頼元医療機関へ郵送いたします。

## 04 会計および請求について

本システムでは、患者さまの当院での会計は発生いたしません。  
当院が作成するレセプトをもとに、依頼元医療機関さまにて会計およびレセプト請求を行っていただきます。  
なお、当院からは各医療機関さまとの契約に基づき、撮影料を請求させていただきます。

## 05 検査依頼および予約について

---

検査依頼は、専用の申込用紙に必要事項をご記入のうえ、専用FAXにてお申し込みください。

予約受付時間

平日 8時30分～19時00分

土曜日 9時00分～12時00分

検査時間

平日 午後のみ

JA岐阜厚生連 公立東濃中部医療センター  
〒509-5114 土岐市肥田町浅野1078番200  
電話：0572-55-2111  
FAX：0572-55-7776  
部署：地域医療連携室

---

その他ご不明な点は、地域医療連携室までお問い合わせください。

---



## 高額医療機器共同利用

### Q&A 共同利用でのCT撮影に関するQ&A

Q1：CT設備がない場合、共同利用で撮影したCTの算定方法はどのようになりますか？

A1：

- 共同利用でCT撮影を実施した場合でも、依頼元医療機関で全額保険算定できます。但し、レセプトには必ず「画診共同」と記入してください。「画診共同」とは、画像診断機器を共同利用していることを意味します。これにより、共同利用の契約先病院の施設基準で算定可能になります。  
注意：この「画診共同」記載がないと、届出なしとして減点の対象になります。

Q2：算定日はいつにするのでしょうか？

A2：

- CT撮影が行われた病院での撮影日を算定日とします。この日、診察をしていない場合は、CT撮影分のみを算定し、再診料は算定できません。

Q3：CTの結果説明目的で来院された場合はどうなりますか？

A3：

- 患者がCTの結果を聞きに来院して診察を行った場合は、その日に診察料と再診料を算定可能です。患者さんが結果説明のために来院せず、そのまま受診が途絶えた場合は、CT撮影分のみを算定となります。

#### ポイントまとめ

- 共同利用で撮影したCTでも、当院で「画診共同」を記載して全額算定可能。
- 算定日は原則、CT撮影日（病院での撮影日）。
- 診察が行われた場合のみ再診料算定可能。